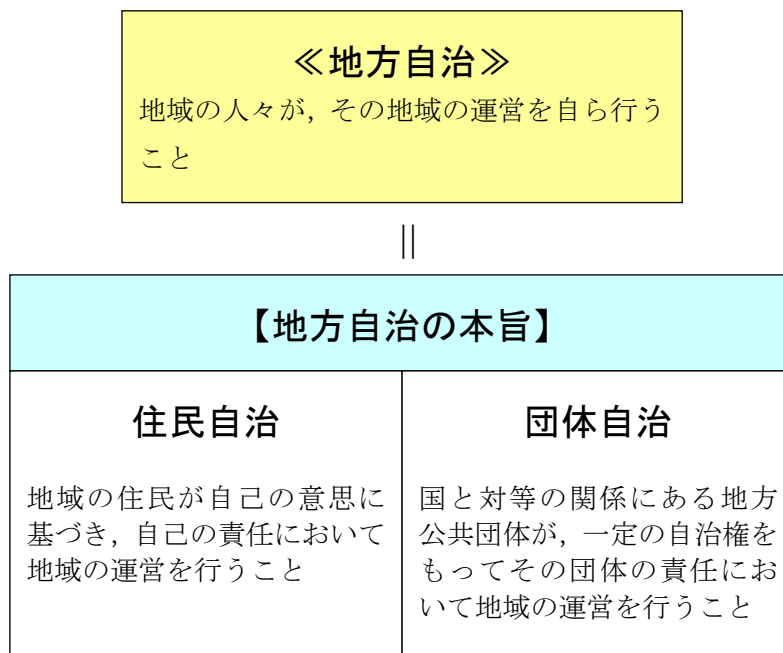
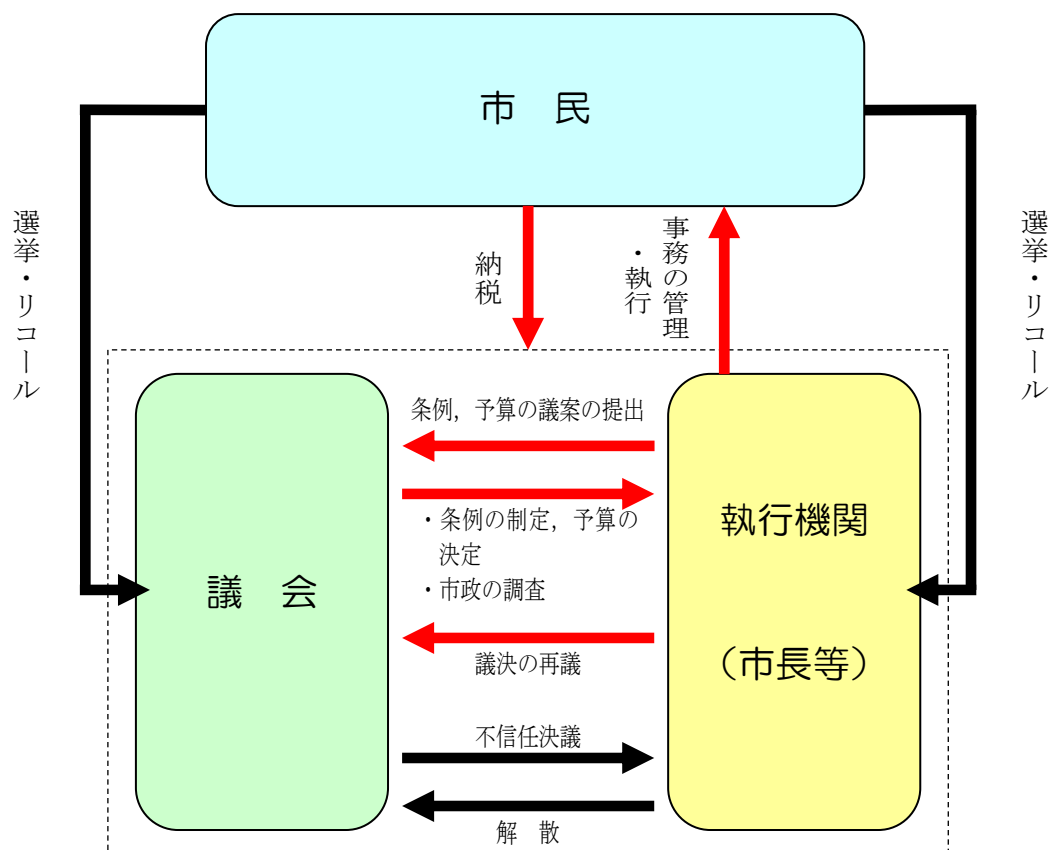


宇都宮市における市政運営の状況について

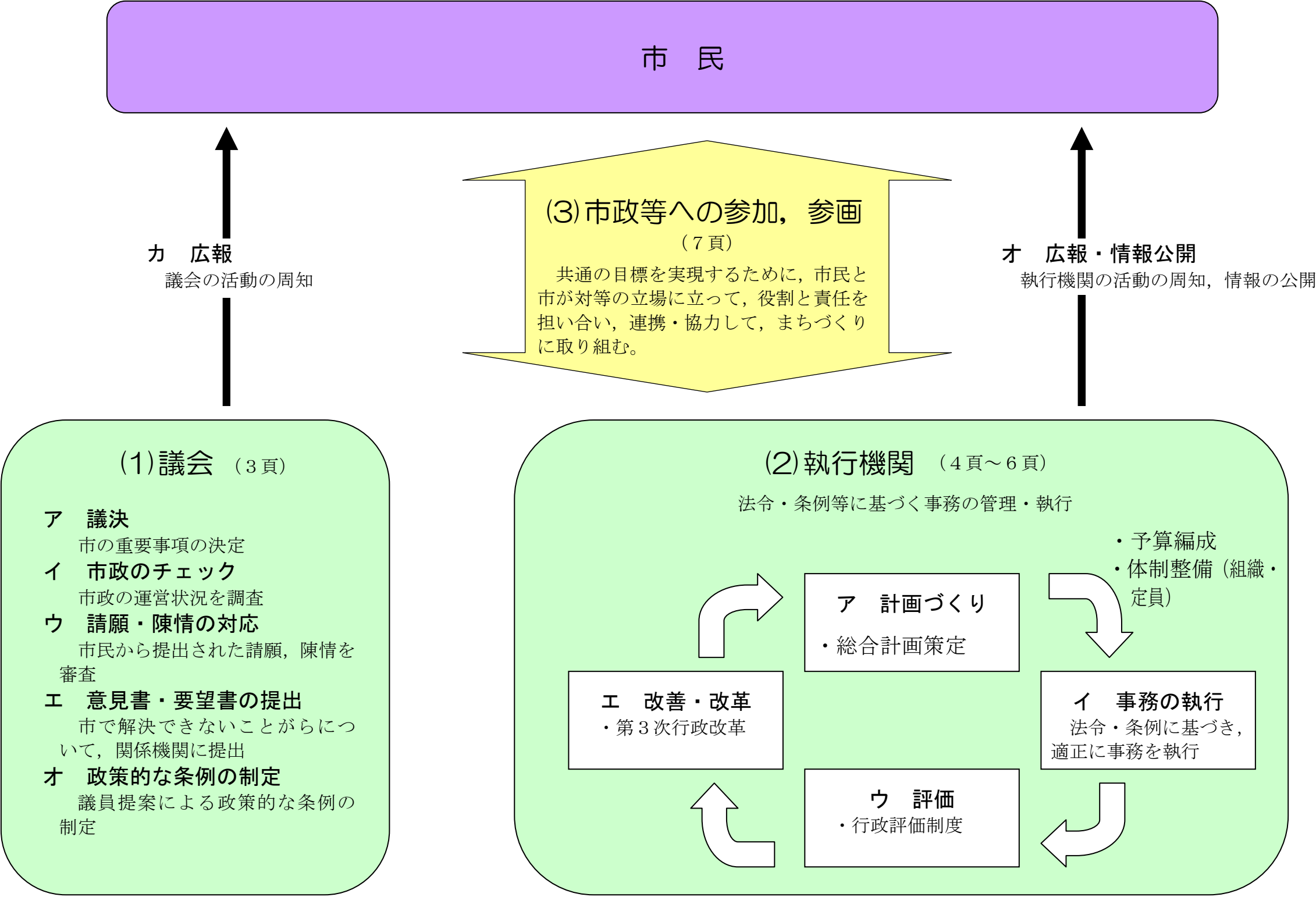
1 地方自治とは



2 地方自治法における市民、議会、執行機関の関係



3 宇都宮市における市政運営の状況



(1) 議会

ア 議決

市の重要事項の決定

- ・ 条例の制定・改正・廃止
- ・ 予算の決定
- ・ 決算の承認
- ・ 市の税金・使用料・手数料等の徴収に関する事
- ・ 重要な契約の締結に関する事 等

イ 市政のチェック

常任委員会、調査特別委員会、決算審査特別委員会等において調査

- ・ 市政が正しく運営されているかどうかや、事務の流れの調査
- ・ 監査委員に監査を求めて、その結果を報告してもらう。

ウ 請願・陳情の対応

市民から提出された「請願」、「陳情」を委員会で審査、採択

エ 意見書・要望書の提出

国や県の仕事であるものなど、市の力では解決できないものについて、関係機関に「意見書」「要望書」を提出

オ 政策的な条例の制定

議員提案による政策的な条例の制定

- ・ 「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正（資源物の持ち去り行為の禁止）（平成17年9月）

カ 広報

- ・ 議会広報紙「あなたと市議会」（昭和50年6月号から、定例会ごと）
- ・ テレビ放映…宇都宮ケーブルテレビで本会議の様子を放映（平成6年12月定例会から）
- ・ ホームページ（平成12年3月開設）
本会議の会議録の公開（平成10年3月定例会から）
常任委員会の会議録の公開（平成15年3月の常任委員会から）

(2) 執行機関

ア 計画づくり

(7) 総合計画策定

- ・ 本市の将来を長期的に見直し、地域社会共通のまちづくりの目標を定め、これを実現するために、必要な施策の方向性を明らかにしたもので、まちづくりを総合的、計画的に進めるための基本となるもの
- ・ <基本構想>－<基本計画>－<実施計画>の三層構造
- ・ 「第4次宇都宮市総合計画基本構想」（平成9年11月策定）
- ・ 「第4次宇都宮市総合計画改定基本計画」（平成15年2月策定）
- ・ 実施計画の策定（毎年見直し）
- ・ 現在、「うつのみやまちづくり市民会議」をはじめとして、様々な市民参画の手法を取り入れ、「第5次宇都宮市総合計画」を策定中

(イ) 予算編成

- ・ 地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げ、財政の健全な運営に努めなければならない（地方自治法）。
- ・ 執行機関は予算案を作成し、議案として提出。議決を経て、執行することで事務事業を実施
- ・ 財政状況の公表
「宇都宮市『財政事情』の作成及び公表に関する条例」（昭和23年5月施行）
- ・ 中期財政計画の策定
今後5か年の中期的な財政収支の見通しを立て、現在及び将来の問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するための対応策を明らかにし、総合計画基本計画で定める施策・事業の選択や位置付けをする際の指針とするもの（毎年見直し）。

平成15年に、今後の目標とすべき財政指標を盛り込んだ「宇都宮市財政運営の指針」を策定

(ウ) 体制整備（組織・定員）

- ・ 「組織整備・定員適正化に関する方針」（平成17年3月策定）
組織の整備及び定員の適正化を図るための指針となるもので、職員配備の重点化・適正化、定員の10%以上の縮減等を定めている。
- ・ 人事面の運営状況の公表
市役所職員の数や、勤務条件、給与の状況等につき、毎年公表

イ 事務の執行

法令・条例に基づき、適正に事務を執行

- ・ 行政手続の適正化

行政手続の適正化を図るため、「宇都宮市行政手続条例」を策定（平成 9 年 4 月施行）

ウ 評価

市の仕事を必要性、成果、効率性など様々な視点から評価し、改善につなげて市民満足の向上をはかるしくみ

(ア) 各種計画の進行管理

- ・ 総合計画実施計画、各部門計画の進捗状況を管理

(イ) 決算

- ・ 「主要な施策の成果報告書」の作成、議会へ報告

(ロ) 監査

- ・ 定例監査，行政監査，包括外部監査 等

(エ) 行政評価制度

- ・ <政策評価>－<施策評価>－<事務事業評価>の三層構造

※ 政策評価は現在検討中

- ・ 施策評価（概要版），事務事業評価の公表
市のホームページで公開

	公表開始年度	平成 1 6 年度 公表数
施策評価（概要版）	平成 1 5 年度	1 2 4 施策
事務事業評価	平成 1 3 年度	9 6 5 事業

エ 改善・改革

市民との関係を含めた行政の役割・あり方，組織・職員体制，行政サービスの提供方法等を見直す。

- ・ 平成 7 年度から第 1 次行政改革，平成 1 1 年度から第 2 次行政改革，平成 1 5 年度から「宇都宮市行政経営指針」に基づく第 3 次行政改革に取り組む。
- ・ 「宇都宮市行政経営指針」（平成 1 5 年 2 月策定）

第 3 次行政改革の道しるべとして，理想とする 5 つの行政経営像を掲げ，その実現のため，「市民協働」や「成果重視」の方向性を定める。

- ・ 「行政経営指針改定行動計画（平成 1 7 ～ 2 1 年度）」（平成 1 8 年 2 月策定）

7 2 項目 1 0 6 件の具体的な取組を定めたもの。国が求めている「集中改革プラン」に対応（毎年見直し）

オ 広報・情報公開

(7) 広報紙

広報紙「広報うつのみや」（昭和25年4月から、月1回）

(イ) テレビ・ラジオ放送

- ・ とちぎTV市政広報番組「ほっとHOTみや」（平成16年4月から） 等

(ウ) 情報公開

- ・ 「宇都宮市情報公開条例」（平成12年4月施行）

市が保有する行政情報を、市民が知りたいと思うときに知ることができることを、制度的に明らかにするもの。原則公開の確立、プライバシーの最大限の保護、公正な救済手続の確立を基本とする。

(エ) 附属機関等の会議の公開

- ・ 「附属機関等の会議の公開に関する要領」（平成12年5月施行）

附属機関（審議会）、懇談会等の会議は、原則として公開することを規定
公開会議については、会議の傍聴を認める。

公開した会議の会議録、会議資料の公開

(オ) 個人情報の保護

- ・ 「宇都宮市個人情報保護条例」（平成12年10月施行）

市が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定め
るとともに、自分の個人情報に対する開示請求等の権利を保障するもの

(カ) ホームページ（平成10年3月開設）

(3) 市政等への参加，参画

私たちのまちについての共通の目標を実現するために，私たちが対等の立場に立って，相互の信頼と合意のもと，役割と責任を担い合い，お互いの特性や能力を発揮しながら，連携・協力して，効果的にまちづくりに取り組む。

ア 附属機関，懇談会等

60の附属機関，24の懇談会，8の専門委員を設置（平成18年3月現在）

イ パブリックコメント制度（平成14年4月開始）

- ・ 「宇都宮市パブリックコメント制度実施要綱」（平成14年4月施行）
- ・ 市の重要な政策の形成の中で，その政策に関する計画等の案の趣旨，内容等を公表し，広く市民等から意見，情報及び専門的な知識を求め，これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行っていくという，「パブリックコメント」の実施の方針を定める。
- ・ 平成17年度は「うつのみや人づくりビジョン（素案）」等，13件実施

ウ まちづくり懇談会（平成11年10月開始）

地域まちづくり組織と連携して，市民と市長が直接意見交換を行い，頂いた提言，意見を各種施策・事業に反映するもの

エ 宮だより

- ・ 市民から「市長へのメール」，「市長へのFAX」，「ふれあい通信」（身近な施設24か所に専用の便箋と封筒を常備）等で寄せられた意見の総称
- ・ 意見は市長が直接目を通し，市政運営に反映